

平成18年4月1日から
(注)但し、県道の維持修繕事務の
追加は6月1日から

広島県の事務・権限の一部が、平成17年10月移譲に続いて「三次市」に移譲され、
事務の『担当窓口』が変わります

ご不明な点は、下記の窓口までお問い合わせください

三次市に移譲された事務	事務の担当窓口		備 考
	平成18年3月31日まで 広島県	平成18年4月1日から 三次市	
一般旅券(パスポート)の申請受付及び旅券の 交付に関する事務	本 庁 旅券センター :082-513-5603	市民生活部 さわやか市民室 総合窓 口グループ :0824-62-6138 Fax:0824-63-2809 e-mail: shimin@city.miyoshi.hiroshima.jp	
介護保険事業者の指定・指導監督に関する事 務 (指定介護老人福祉施設の指定・指導監督、介護 老人保健施設の開設許可・指導監督など)	福祉保健部 介護保険指導室 事業者 指導グループほか :082-513-3208 Fax:082-502-8744 e-mail:fukaigo@pref.hiroshima.jp	福祉事務所 いきいきシルバー室 介 護保険グループ :0824-62-6387 Fax:0824-62-6285 e-mail: shiruba@city.miyoshi.hiroshima.jp	
介護保険事業者の指定・指導監督に関する事 務 (指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援 事業者、指定介護療養型医療施設の指定、 届出受付、立入検査など)	厚生環境局・保健所厚生推進課 厚生 推進係 :0824-63-5181(代) Fax:0824-63-5190 e-mail:bhckousei@pref.hiroshia.jp	福祉事務所 いきいきシルバー室 高 齢者福祉グループ :0824-62-6145 Fax:0824-62-6285 e-mail: shiruba@city.miyoshi.hiroshima.jp	
老人居宅生活支援事業等の届出受付・指導監 督等に関する事務	厚生環境局・保健所保健課 保健対策 係 TEL:0824-63-5181(代) Fax:0824-63-5190 e-mail:bhchoken@pref.hiroshima.jp	福祉事務所 まごころ福祉室 社会福 祉グループ :0824-62-6146 Fax:0824-62-6285 e-mail: fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp	
特別児童扶養手当の認定等に関する事務	厚生環境局 福祉課 指導係 :0824-63-5181(代) Fax:0824-63-5190 e-mail:bhcfukushi@pref.hiroshima.jp	子育て支援局 すくすく育児支援室 子育て支援グループ :0824-62-6148 Fax:0824-62-6300 e-mail:ikuji@city.miyoshi.hiroshima.jp	申請書等提出先変更な し
広島県立自然公園条例に関する事務 (特別地域内の行為の許可など)	備 北 地 域 事 務 所		
広島県自然環境保全条例に関する事務 (特別地区内の行為の許可など)		農林局 林務課 自然保護係 :0824-63-5181(代) Fax:0824-64-3001 e-mail:bhcrinmu@pref.hiroshima.jp	産業部 ふるさと農林室 農村整備グ ループ :0824-62-6167 Fax:0824-64-0172 e-mail: nourin@city.miyoshi.hiroshima.jp
林地開発許可に関する事務 (地域森林計画対象民有林における開発行為の 許可など)			
土砂の適正処理に関する事務 (2,000㎡以上の土砂埋立行為の許可、500㎡以上 の土砂搬出計画の届出の受付など)			
土地改良区の指導監督に関する事務 (土地改良区の指導、土地改良区等が行う土地 改良事業の事業施行認可など)		農林局 農村整備第一課 管理係 :0824-63-5181(代) Fax:0824-64-3001 e-mail:bhcnousei1@pref.hiroshima.jp	
畜産環境保全に関する事務 (家畜排せつ物法に基づく、畜産業者に対する 指導助言、勧告命令など)		農林局 農村振興課 農畜産係 :0824-63-5181(代) Fax:0824-64-3001 e-mail:bhcnoushin@pref.hiroshima.jp	産業部 ふるさと農林室 農林振興グ ループ :0824-62-6163 Fax:0824-64-0172 e-mail: nourin@city.miyoshi.hiroshima.jp
JAS法に関する事務 (農林物資の品質表示に係る指示、立入検査な ど)			
農薬取締法に関する事務 (農薬販売者の届出受理、農薬販売者、使用者 に対する報告命令、立入検査など)			

三次市に移譲された事務	事務の担当窓口		備 考
	平成18年3月31日まで 広島県	平成18年4月1日から 三次市	
肥料取締法に関する事務 (肥料販売者の販売業務届出受理, 報告徴収, 立入検査など)	本 庁 農林水産部 食品流通安全室 食品安全グループ :0824-513-3585 Fax:0824-227-1579 e-mail:nousyokuhin@pref.hiroshima.jp	産業部 ふるさと農林室 農林振興グループ :0824-62-6163 Fax:0824-64-0172 e-mail:nourin@city.miyoshi.hiroshima.jp	
採石法の岩石採取計画の認可に関する事務 (採取計画の認可申請, 変更申請, 休止・廃止の届出等)	備 北 地 域 事 務 所 建設局 管理課 管理係 :0824-63-5181(代) Fax:0824-63-3448 e-mail:bhckanri@pref.hiroshima.jp	建設部 あんしん建設室 維持管理グループ :0824-62-6157 Fax:0824-62-6166 e-mail:toshi@city.miyoshi.hiroshima.jp	河川管理者に係るものを除く
砂利採取法の採取計画の認可に関する事務 (採取計画の認可申請, 変更申請, 廃止届等)			
県道(国道に準ずるものを除く)に係る維持修繕 対象路線, 事務の詳細は別表のとおり	(平成18年5月31日まで) 建設局 維持課 維持係 :0824-63-5181(代) Fax:0824-63-3448 e-mail:bhcciji@pref.hiroshima.jp	(平成18年6月1日から) 建設部 あんしん建設室 維持管理グループ :0824-62-6157 Fax:0824-62-6166 e-mail:kensetu@city.miyoshi.hiroshima.jp	17年度から移譲 移譲事務の内容の一部追加
急傾斜維持修繕 事務の詳細は別表のとおり	建設局 維持課 維持係 :0824-63-5181(代) Fax:0824-63-3448 e-mail:bhcciji@pref.hiroshima.jp	建設部 あんしん建設室 維持管理グループ :0824-62-6157 Fax:0824-62-6166 e-mail:kensetu@city.miyoshi.hiroshima.jp	急傾斜維持修繕全般については, 従来どおり, 県が担当窓口
県道に係る単県道路改良事業 対象路線は別表のとおり	建設局 工務第一課, 工務第二課 :0824-63-5181(代) Fax:0824-63-3448 e-mail:bhckoumu1@pref.hiroshima.jp bhckoumu2@pref.hiroshima.jp	建設部 あんしん建設室 土木建設グループ :0824-62-6157 Fax:0824-62-6166 e-mail:toshi@city.miyoshi.hiroshima.jp	17年度から移譲 対象路線の一部変更
用地買収・補償等	建設局 用地課 :0824-63-5181(代) Fax:0824-63-3448 e-mail:bhcyouchi@pref.hiroshima.jp	財務部 管財室 管財グループ :0824-62-6139 Fax:0824-62-6235 e-mail:kanzai@city.miyoshi.hiroshima.jp	
土地区画整理事業に関する事務 (個人施行者の施行認可, 組合の設立認可など)	都市部 都市整備室 市街地整備グループ :0824-513-4125 Fax:0824-223-2397 e-mail:tosei@pref.hiroshima.jp	建設部 みらい都市室 都市整備グループ :0824-62-6160 Fax:0824-62-6166 e-mail:toshi@city.miyoshi.hiroshima.jp	申請書等提出先変更なし
市街地再開発事業に関する事務 (個人施行者の施行認可, 組合の設立認可など)	都市部 都市整備室 市街地整備グループ :0824-513-4125 Fax:0824-223-2397 e-mail:tosei@pref.hiroshima.jp 都市部 建築指導室 建築士グループ :0824-513-4184 Fax:0824-223-3551 e-mail:tokenshidou@pref.hiroshima.jp		

(注)「備考」欄に「申請書等提出先変更なし」と記載された事務は, 平成17年度まで, 各種申請書等が三次市の担当窓口を経由して, 広島県(備北地域事務所・本庁)に提出されていた平成18年度以降においても申請書等の提出窓口(=三次市の担当窓口)に変更がないものである。

別表 急傾斜維持修繕

移譲事務の内容

待受擁壁と斜面との間に堆積した土砂の除去
草刈・伐木作業
水路の堆積物の除去
急傾斜崩壊危険区域標識の補修や更新

移譲事務のうち, については, 三次市内に存する県管理の急傾斜地崩壊防止施設のうち, 各年度において広島県と三次市が協議して定めた箇所で行う。

移譲事務のうち, については, 三次市内の急傾斜地崩壊危険区域のうち, 各年度において広島県と三次市が協議して定めた箇所で行う。